

戦国大名の文書を読む 解説

1 小室家文書「武田家朱印状」について

- ・小室家文書とは？
 - …武蔵国比企郡番匠村（現：ときがわ町）在住の医師である小室家に伝わった文書群。内容は、医学に関するものを主として、番匠村の役場文書、古典籍、俳諧関係などの多分野にわたる。文書館収蔵で、県指定有形文化財（指定名称「小室家資料」）となっている。
 - ・なぜ埼玉とは関係の無い文書が小室家に伝わったのか？
 - …キーワードは「好古家」
「好古家」とは主に江戸時代後期から明治期にかけて、古物の調査・収集を好んで行い、古物・地理・歴史・美術・考古などで幅広い活動をする人たちのことを言う。
- 5代小室元長（1822～1885）…幕末・明治、武蔵国の代表的な好古家の一人
…古文書を好古家の間で売買するやりとりも…（小室家文書No.25 など）
⇒本史料は5代小室元長が好古家のネットワークのなかで得たものと考えられる。
※講読史料と関連のある文書が他の個人の収集文書として伝わる（後述）

2 時代背景を読む

- ・年代＝元亀4年（1573）9月21日（元亀4年は7月に「天正元年」に改元）
- 当時の戦国大名武田家の様子
 - 元亀3年12月22日…三方ヶ原の戦い → 武田軍、遠江国で徳川軍を撃破
⇔元亀4年4月…武田軍は甲斐国に撤退＝信玄没（4月12日）
＝秘匿された信玄の死…7月に武田勝頼が信玄「隠居」後の家督を継ぐ。
⇒講読史料は武田勝頼が武田家当主として発給したものとなる。
- ・武田家の駿河国支配
 - …先行する文書の存在
 - 【参考史料1】武田信玄判物（「鎌田武男氏所蔵文書」『戦国遺文 武田編』1864）
定
善徳寺領之内、定恵院分・今林寺分・林際寺之米方、如此代官申付候、地下人相集耕作之催肝要候、其上依于奉公、此内相当ニ可宛行者也、仍如件、
元亀三年〈壬申〉
五月五日 信玄（花押）
朝比奈彦右衛門尉殿
 - 【参考史料2】武田家朱印状（「鎌田武男氏所蔵文書」『戦国遺文 武田編』2161）
定
駿州段銭事、従旧規存知之事候之条、岡部次郎右衛門尉・大井孫三郎・玉木与四郎・高井次郎右衛門尉有談合、如前々相調、可被致進納之由、被 仰出者也、仍如件、
元亀四年〈癸酉〉 跡部美作守奉之
九月三日（竜朱印）
朝比奈彦右衛門尉殿

→個人宅に残された収集文書。講読史料と密接な関係があるので、元は同じ家に残され、その後散逸したものと考えられる。

…「判物」（大名が自分の署名と花押を据えた文書）と「朱印状」（大名家の朱印が捺された文書）【参考史料1】は、武田信玄が朝比奈彦右衛門尉（真重）を駿河国善徳寺領内の代官に任命したもの。【参考史料2】は、武田家から朝比奈真重が駿河国の段銭（後述）の納入を命じられたもの。

…判物と印判状の違いは礼の厚薄（判物は厚く、印判状は薄い）によるものか。

3 内容を読む

差出人＝武田家（勝頼） 形式＝朱印状 奉者＝跡部勝忠 宛所＝朝比奈真重
※奉者（上位者の意を承った、形式的な文書の差出人）

〈登場人物〉

跡部美作守（勝忠） ＝（??～1582）武田家家臣で、勘定奉行筆頭。

朝比奈彦右衛門尉（真重）＝（1518～1594）今川家旧臣。武田家の駿河侵攻をうけて武田家に降る。武田家滅亡後は徳川氏に仕え、子孫は旗本として仕える。

〈語句解説〉

段 銭（たんせん） ＝中世の租税の一つで、田畑へ段別にかけてられた銭。

旧 規（きゅうぎ） ＝古くからの規定。規則。

御 判 形（ごはんぎょう） ＝判形は「書き判」の意味だが、この場合は武田家からの発給文書（判物・朱印状を含む）のこと。本史料でいう「先の御判形」については今のところ具体的にはわからないが、先行して段銭を催促しない私領についてのリストがあったことがわかる。

御 料 所（ごりょうしょ） ＝大名家の直轄領。

知 行（ちぎょう） ＝その土地を領有し、支配すること。

〈現代語訳・解釈案〉

定める

一、駿河国の段銭の徴収については、あなたを御代官に任命したのであるから、この秋から古くからの規定に準じて催促をし、武田家に納めること。

一、以前出された御判形に私領として武田家が誰かに与えた場所として載せられている地の段銭については、催促しなくてよいでしょう。御判形に載っていない地については、間違いなく段銭を徴収し、武田家の御蔵に納めること。

一、御料所をはじめとして、だれであっても、領有している土地の段銭を催促しなさい。もし難渋する者がいれば、武田家に伝えなさい。勝頼様にお伝えした上で、新たに命令をする。

右の通り

元亀四癸酉 跡部美作守がこの文書を奉りました

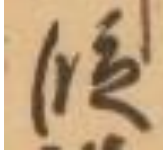
九月廿一日（竜朱印）

朝比奈彦右衛門尉殿

4 文字を読む

州・・・

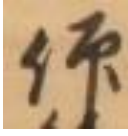
※異体字の「𪛗」も頻出

段・・・

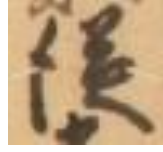
※畑の単位としても

銭・・・

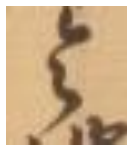
※「残」「浅」に応用

仰・・・

※身分制の時代には頻出

従・・・

※一緒に覚える（自・方）

令・・・

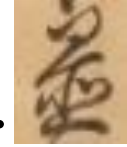
※「～せしむ」頻出

可・・・ 

※「か」超頻出

進・・・

※「進」を覚えよう

置・・・

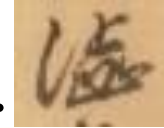
※「直」と共通

蔵・・・

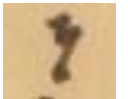
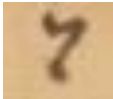
※人名で頻出

為・・・

※読み方が様々

澁・・・

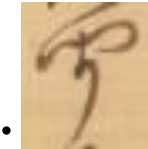
※同じ字が3つ続くと

者・・・ 

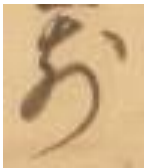
※「～は」とよむ

露・・・

※「略」「各」に応用

聞・・・

※門構えを覚える

前・・・

※「別」字と類似

略・・・



【竜がモチーフの武田家朱印状】

返り点付き解読文

定

一、駿州段銭之事、御代官被_レ仰付_一

候之条、從_二当秋_一如_二旧規_一令_二催促_一可_レ有

二進納_一之事、

一、被_レ載_二先御判形_一為_二私領_一被_二下置_一候

段銭之儀者、不_レ及_二催促_一歟、御判形之

外者、無_二疎略_一被_二相改_一、可_レ被_レ納_二御蔵_一之事、

一、為_レ始_二御料所_一、雖_レ為_二何之人_一、被_二相拘_一知

行之段銭催促之上、為_二難澁(渋)_一者、可_レ被

致_二披露_一、被_二聞召届_一、可_レ被_レ加_二御下知_一之事、

右具在_レ前

元龜四

酉 癸

跡部美作守
奉之

九月廿一日 (童朱印)

朝比奈彦右衛門尉殿

(封紙上書)

「朝比奈彦右衛門尉殿」

【参考文献】

- ・片桐昭彦「武田氏の文書発給システムと権力」(同著『戦国期発給文書の研究』高志書院、2005年。初出は2000年)
- ・鈴木将典「戦国大名武田氏の田役と段銭」(『信濃』64・3号、2012年)
- ・丸島和洋『武田勝頼一試される戦国大名の「器量」』(平凡社選書、2017年)
- ・芳賀明子「書簡にみる好古家畠山如心斎と小室元長の交流—明治十年代の古文書販売と新井白石の墓所調査をめぐって—」(『文書館紀要』31、2018年)
- ・『武田氏家臣団人名辞典』(東京堂出版、2015年)